

# 行政手続法の H26 改正の概要

## 今回の改正で導入される3制度

### 1 行政指導の方式における提示事項の追加 (法 35 条 2 項)

許認可等の権限や規制権限をちらつかせて行政指導をするときは、その処分権限の根拠（どのような事実が〇〇法△条に規定するどの要件に該当するか）を示すべきことが義務化された。

### 2 行政指導の中止等の求め (法 36 条の 2)

法令違反があるとして行政指導（※）を受けた相手方が、「この行政指導は事実誤認や著しい評価の誤り（裁量権の逸脱濫用）によるものだ」と思ったときに、行政指導をした行政機関に対して、行政指導の中止その他必要な措置（中止等）を講ずるよう申し出ることができる手続を設け、申出を受けた行政機関に、必要な調査の実施と、調査によって判明した行政指導の誤りがあればその中止等を講ずべきことを義務付けた。

### 3 行政指導又は行政処分（処分等）の求め (法 36 条の 3)

法令違反の事実を知る一般人（誰も）が、規制権限のある行政機関に対して、行政指導（※）や行政処分（処分等）をするよう通報する（申し出る）ことができる手続を設け、申出を受けた行政機関に、必要な調査の実施と、調査によって処分等の必要性が認められればその実施を義務付けた。

## 従来の苦情申出との関係

今回の改正で設けられた、②中止等の求め、③処分等の求めは、申出を受けた行政機関に、必要な調査の実施と、その調査結果に基づいて必要な措置を適切に講じることを法律上義務付けるものであり、この点で、従来の請願、陳情、苦情申出などの手続とは異なる。

なお、従来の制度は今後も並存するが、新制度を含めて手続ごとに縦割りの対応をすることなく、申出人の立場に立って柔軟に適切に対応することが、改正法の趣旨から求められる。

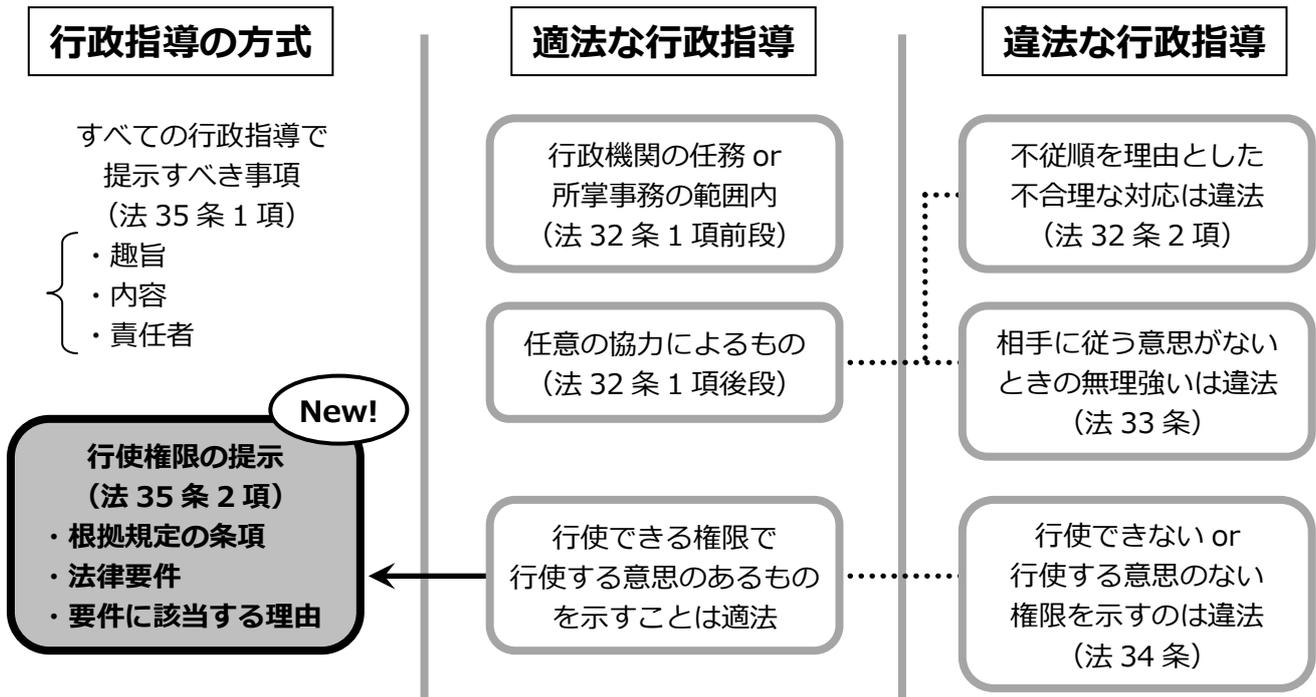
## 行政指導とは…

行政指導とは、行政機関の任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために実施する指導、勧告、助言その他の行為であって、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである。直接国民の権利義務に影響を及ぼす行政処分ではなく、事実上の行為とされることから、法律による個別の根拠規定を要しない（法 2 条 6 号、32 条 1 項）。

しかし、改正法の（※）を付した行政指導は、行政指導のうちでも、その根拠が法律に個別に定められているものに対象を絞り込んでいる。

その理由は、事実上の行為である多様な行政指導全般を対象とすると、③処分等の求めにおいてその趣旨があいまいになるおそれがある一方、根拠規定があれば求められている行政指導も明確になり、行政機関に対応を義務付けることができるからである。また、根拠規定のある行政指導は、相手方に事実上の不利益を及ぼすおそれが大きく行政処分に近いことから、行政指導の段階で、②中止等の求めのような不服申立ての機会を保障する必要があるからである。

# 行政指導の手續における ①法 35 条 2 項の位置付け



# 不利益処分の事例における ②中止等の求め、③処分等の求めの位置付け

